

株式会社川村インターナショナル データ処理付属書

改訂履歴

版	日付	主な変更内容
初版	2026-09-07	初版として公開

第 1 部 共通条項

第 1 条 (定義)

本付属書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。本付属書に定めのない用語は、適用対象サービスの利用規約に定めるところによります。

1. 「当社」とは、株式会社川村インターナショナルをいいます。
2. 「お客様」とは、適用対象サービスの利用について当社と契約を締結している法人その他の団体または個人事業主をいいます。
3. 「適用対象サービス」とは、別表 1 に列挙するサービスをいいます。
4. 「対象データ」とは、お客様が適用対象サービスに送信するデータをいいます。
5. 「個人情報保護法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいいます。
6. 「個人データ」とは、対象データに含まれる個人情報保護法第 16 条第 3 項に定める個人データをいい、別紙 A が適用される場合は GDPR 第 4 条第 1 号に定める個人データを含みます。
7. 「GDPR」とは、規則(EU) 2016/679 をいいます。
8. 「副処理者」とは、当社が個人データの取扱いの一部を再委託する第三者をいいます。
9. 「補完的ルール」とは、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」をいいます。
10. 「本人」とは、個人データにより識別される個人をいいます。

第 2 条 (適用範囲および当事者の役割)

1. 本付属書は、対象データに個人データが含まれる場合に適用されます。
2. お客様は、個人データの取扱いを委託する者（別紙 A が適用される場合は管理者）であり、

取扱いの目的および方法を決定します。当社は、お客様から個人データの取扱いの委託を受ける者（別紙 A が適用される場合は処理者）です。

3. お客様が適用対象サービスに送信することができる個人データの範囲は、当該サービスの適正利用ポリシーその他の定めによります。**お客様は、要配慮個人情報を送信してはならず（ただし、第 15 条第 2 項の但書きの適用を受けるものを除きます。）、送信する個人情報を必要最小限にとどめ、可能な場合は本人を識別することができないように加工したうえで送信するものとします。**
4. 本付属書の定めと適用対象サービスの利用規約の定めが矛盾する場合、個人データの取扱いに関する事項については本付属書が優先します。
5. 本付属書の共通条項と別紙の定めが矛盾する場合、当該別紙が適用される限りにおいて、当該別紙が優先します。

第 3 条（処理の内容）

個人データの取扱いの目的、性質、個人データの種類、本人の類型、取扱いの期間および取扱いを行う場所は、別表 2 に定めるところによります。

第 4 条（指示に基づく取扱い）

1. 当社は、個人データを、本付属書、適用対象サービスの利用規約およびお客様の指示に従って取り扱うものとし、これらの範囲を超えて取り扱いません。
2. 当社は、個人データを、適用対象サービスの提供および本付属書に定める義務の履行以外の目的のために利用しません。当社は、個人データを機械学習モデルの学習または追加学習に使用しません。
3. 当社は、お客様の指示が法令に違反すると認めた場合、直ちにお客様に通知します。この場合、当社は当該指示の履行を停止することができます。
4. お客様の指示は、適用対象サービスの機能を通じて行われるものを含みます。適用対象サービスの機能の範囲を超える指示については、当社とお客様が別途合意するものとします。

第 5 条（従業員の監督）

1. 当社は、個人データを取り扱う従業員を必要最小限の範囲に限定し、当該従業員に対し秘密保持義務を課します。
2. 当社は、当該従業員に対し、個人データの適正な取扱いに関する教育を定期的実施します。
3. 当社は、当該従業員による個人データの取扱いについて必要かつ適切な監督を行います。

第6条（安全管理措置）

1. 当社は、個人データの漏えい、滅失または毀損を防止するため、別表 4 に定める安全管理措置を講じます。
2. 当社は、技術の進歩、脅威の変化その他の事情を考慮し、安全管理措置を継続的に見直します。当社は、安全管理措置について、本付属書の締結時と同等以上の水準を維持します。
3. 当社は、個人情報保護マネジメントシステムについてプライバシーマークの付与認定を受けています（認定番号 10840770）。

第7条（秘密保持）

1. 当社は、個人データを秘密として保持し、本付属書に定める場合を除き第三者に開示しません。
2. 当社は、法令または権限を有する当局の要請により個人データの開示を求められた場合、法令上禁止されない限り、あらかじめお客様に通知します。

第8条（副処理者）

1. お客様は、当社が別表 3 に列挙する副処理者に個人データの取扱いを再委託することについて、あらかじめ同意します。
2. 当社は、副処理者を当社の選定基準に基づいて選定し、当該副処理者との間で、本付属書に定める当社の義務と同等以上の義務（安全管理に関する事項、再委託に関する事項、取扱状況の報告に関する事項および事件・事故が発生した場合の報告および連絡に関する事項を含みます。）を課す契約を締結します。（当該契約は、当該副処理者が定めるデータ処理契約、利用規約その他の条件に当社が同意する方法によるものを含みます。）
3. 当社は、副処理者による個人データの取扱状況を定期的に確認します。
4. 当社は、副処理者による義務の履行について、お客様に対し責任を負います。
5. 副処理者の変更。当社は、副処理者を追加または変更する場合、効力発生日の 30 日前（当社が副処理者から当該追加または変更の通知を受けた日から効力発生日までの期間が当該日数に満たない場合には、当該通知を受けた後遅滞なく）までにお客様に通知します。お客様は、当該追加または変更について合理的な理由に基づき異議を述べることができます。当社とお客様が協議しても解決しない場合、お客様は、効力発生日の前に、当該副処理者を用いるサービスについて利用契約を解約することができます。この場合、当社は、当該サービスについて支払済みの月額料金のうち、解約の日から当該利用期間の満了日までの期間に対応する額を、日割計算により払い戻します（LDX hub 利用規約第 17 条第 7 項第 2 号と同一の取扱いです。）。
6. 副処理者の最新の一覧は、別表 3 に定めるところによります。

第9条（外国にある第三者への提供）

1. 当社が個人データを外国にある副処理者に提供する場合、当該副処理者の名称、所在国および越境移転の根拠は別表3の「外国にある第三者」の欄に記載します。別表3の「国内の委託先」の欄に記載する事業者への提供については、本条を適用しません。
2. 当該外国が個人情報保護法第28条第1項に定める個人情報保護委員会の定める国である場合を除き、当社は、適切かつ合理的な方法により、当該副処理者における個人データの取扱いについて個人情報保護法第4章第2節の規定の趣旨に沿った措置の実施を確保することにより、同法施行規則第16条に定める基準に適合する体制を整備します。当該方法には、当該副処理者との間で個別に契約を締結する方法に加え、当該副処理者が定めるデータ処理契約、利用規約その他の条件に当社が同意することによって拘束力のある取決めを成立させる方法を含みます。
3. 当社は、前項の副処理者による相当措置の実施状況および当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無および内容について、少なくとも年1回、適切かつ合理的な方法により定期的に確認し、その結果を記録します。
4. 相当措置の実施に支障が生じた場合、当社は必要かつ適切な措置を講じ、支障の解消が困難であるときは当該副処理者への個人データの提供を停止します。当社は、この場合、遅滞なくお客様に通知します。
5. 当社は、本人の求めに応じ、次の情報を提供します。本人からの求めが当社に直接行われた場合、当社はこれをお客様に取り次ぎます。
 - (1) 当該外国の名称
 - (2) 当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報
 - (3) 当該副処理者が講ずる相当措置の概要
 - (4) 第3項の確認の方法および頻度
 - (5) 相当措置の実施に支障が生じた場合における当該支障の有無および内容ならびに当社が講じた措置
6. EU および英国域内から十分性認定により移転を受けた個人データについては、別紙 C が適用され、同別紙 C-4 が本条に優先します。お客様は、当該個人データを適用対象サービスに送信する場合、あらかじめ当社にその旨を通知するものとします。

第10条（本人の権利行使への協力）

1. 本人からの開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、第三者提供の停止その他の請求については、お客様が対応するものとします。
2. 当社は、お客様が前項の対応を行うために必要な協力を、合理的な範囲で行います。
3. 当社が本人から直接請求を受けた場合、当社は当該請求に自ら応答せず、遅滞なくお客様に取り次ぎます。ただし、法令により当社が直接応答すべき場合を除きます。

第 11 条（漏えい等が発生した場合の対応）

1. 当社は、個人データについて漏えい、滅失、毀損その他の事態が発生したことを認識した場合、遅滞なく、かつ当社が当該事態を認識した時から 72 時間以内にお客様に通知します。当該事態が副処理者において発生した場合は、当社が当該副処理者から通知を受けた時を起算点とします。
2. 前項の通知には、判明している限りにおいて、事態の概要、対象となる個人データの項目および本人の数、原因、二次被害またはそのおそれの有無および内容、本人への対応の実施状況、公表の実施状況、再発防止措置ならびに当社の連絡先を含めます。
3. 個人情報保護法第 26 条に定める個人情報保護委員会への報告および本人に対する通知は、お客様が行うものとします。当社は、お客様がこれを行うために必要な情報を提供します。
4. 当社は、事態の拡大の防止および原因の調査のために必要な措置を直ちに講じます。

第 12 条（取扱状況の報告および確認）

1. 当社は、お客様の求めに応じ、当社が定める様式により、個人データの取扱状況について年 1 回を上限として報告します。
2. 当社は、お客様が本付属書の遵守状況を確認するために必要な情報を提供します。当社は、第三者による監査報告書または認証（プライバシーマークおよび ISO/IEC 27001 を含みます。）に関する資料の提供により、当該確認に応じることができます。
3. 前項による確認では十分でない合理的な理由がある場合、当社とお客様は、当社の事業所における監査の実施について別途合意することができます。監査の範囲、方法、時期および費用の負担は、当該合意により定めます。
4. お客様は、監査を実施する場合、当社の秘密情報について秘密保持義務を負う者のみを立ち入らせるものとします。

第 13 条（契約内容の遵守が確認されなかった場合の措置）

1. 当社が本付属書に違反していることが判明した場合、当社は、お客様の求めに応じ、是正のための計画を提示し、これを実施します。
2. 前項の是正が行われない場合、お客様は、適用対象サービスの利用契約を解除することができます。
3. 当社は、副処理者について本付属書第 8 条第 2 項の義務の違反が判明した場合、当該副処理者に対し是正を求め、是正が行われないときは当該副処理者への個人データの提供を停止します。

第 14 条（保存期間および削除）

1. 当社は、個人データを別表 2 に定める期間を超えて保存しません。当該期間の経過後、当

社はこれを削除します。

2. アップロードされた文書および出力ファイルは、アップロードから 3 日間の経過により自動的に削除されます。お客様は、当該期間の経過前の削除を求める場合、privacy@k-intl.co.jp に連絡するものとします。**削除のためのエンドポイントは提供していません。**
3. **返却に代わる取得。** 当社が保有する個人データは、お客様がアップロードした文書、および当社がお客様に返却済みの出力に含まれるものであり、当社が単独で保有するものではありません。お客様は、前項に定める期間中、ファイル機能により当該データを取得することができます。当社とお客様は、これをもって GDPR 第 28 条第 3 項(g)に定める返却の履行とすることを確認します。
4. 適用対象サービスの利用契約が終了した場合、当社は、別表 2 に定める期間の経過に従い個人データを削除します。**文書および出力ファイルは 3 日間の経過により削除されるため、契約終了後に別途の取得可能期間を設けません。**
5. 実行ログについては、法人税法その他の法令により保存が義務づけられる期間（7 年間。法令によりより長い期間の保存を要する場合は当該期間）保存します。実行ログには、文書の内容、出力の内容およびファイル名を含みません。
6. ファイル名は、第 2 項の期間の経過時に、SHA-512 によるハッシュ値に置き換えます。当該置換は決定的ハッシュによるものであり、匿名加工情報の作成には該当しません。
7. バックアップ。当社は、バックアップを定期的に取り得します。削除された個人データがバックアップから消滅するまでに要する期間は最長 8 日間です。当該期間中、当該個人データには本付属書の定めが引き続き適用され、当社はこれを復元その他の目的で利用しません。バックアップは Amazon S3 の東京リージョンに保管し、他のリージョンへの複製は行いません。バージョニングは使用していないため、削除は実体を伴います。
8. 当社は、お客様の求めに応じ、当社が保有する形式による一括のエクスポートを提供することができます。この場合の形式、提供方法、期限および手数料は、当社とお客様が別途合意します。
9. 当社は、お客様の求めに応じ、合理的な範囲で、削除を実施した旨を書面により証明します。

第 15 条（お客様の義務および表明）

1. お客様は、次の各号を表明し、保証します。
 - (1) 個人データを適法に取得しており、適用対象サービスへの送信が当該取得時に特定した利用目的の範囲内であること
 - (2) 適用対象サービスへの送信および本付属書に基づく当社および副処理者による取扱いについて、法令上必要な根拠を有していること
 - (3) 本人に対して必要な通知または公表を行っていること

- (4) 適用対象サービスへの送信が個人情報保護法第 27 条または第 28 条に基づく同意その他の手続を必要とする場合、当該手続を履行していること
2. お客様は、要配慮個人情報を適用対象サービスに送信しません。ただし、適用対象サービスの適正利用ポリシーが、本人を識別することができないように加工されたものについて但書きを定める場合は、当該但書きの定めるところによります。LDX hub については、適正利用ポリシー第 3 条第 1 項の但書きおよび同条第 2 項の定めるところにより、EU または英国域内から充分性認定により移転を受けた個人情報を加工して得られた仮名加工情報を除き、本人を識別することができないように加工されたものを送信することができます。
3. お客様は、適用対象サービスに送信する個人データを必要最小限にとどめ、可能な場合は本人を識別することができないように加工したうえで送信します。
4. お客様が前三項に違反したことにより当社に損害が生じた場合、お客様は当該損害を賠償します。

第 16 条（データ保護影響評価および事前相談）

当社は、お客様が個人データの取扱いに関する影響評価または監督機関への事前相談を行う場合、当社が保有する情報の範囲で、合理的な協力を行います。

第 17 条（責任）

1. 本付属書に基づく当社の責任については、適用対象サービスの利用規約に定める損害賠償の制限が適用されます。
2. 前項にかかわらず、別紙 A が適用される場合において、GDPR その他の適用法令が責任の制限を認めない範囲については、当該法令が優先します。

第 18 条（期間および終了）

1. 本付属書は、適用対象サービスの利用契約が存続する間、効力を有します。
2. 第 7 条、第 10 条第 3 項、第 11 条、第 14 条および第 17 条は、本付属書の終了後も、当社が個人データを保有する限り効力を有します。第 14 条第 5 項は法令上の保存期間が終了するまで、同条第 7 項はバックアップから個人データが削除されるまでの間、効力を有します。

第 19 条（変更）

1. 当社は、法令の変更、監督機関の見解の変更、副処理者の変更その他の事情により、本付属書を変更することができます。
2. 前項の変更は、適用対象サービスの利用規約に定める変更の手続に従います。ただし、お客様の権利を減縮する変更については、効力発生日の 30 日前までに通知し、お客様は効力

発生日の前に利用契約を解約することができます。

3. 個別に締結した本付属書の変更は、当社とお客様の書面による合意によります。

第 20 条（準拠法）

本付属書は日本法を準拠法とします。ただし、別紙 A から別紙 D までの各別紙については、当該別紙が対応する法令の解釈に関する限りにおいて、当該法令の定めるところによります。

別表 1 適用対象サービス

サービス	適用開始日	適用の条件	備考
LDX hub（StructFlow、AnalyzeDoc、RefineLoop、RenderOCR、CastDoc、ExtractDoc、ファイル機能、MCP エンドポイント）	2026 年 9 月 7 日	利用規約の一部として適用	TermFit、QualScope、TM Builder および Style Guide Builder は対象外

別表 2 処理の内容

項目	内容
取扱いの目的	適用対象サービスの提供。すなわち、文書およびテキストの翻訳、翻訳の精緻化、構造化データの抽出、光学文字認識、文書形式の変換、用語に関する処理および翻訳品質の測定
取扱いの性質	自動処理。当社の従業者による内容の閲覧は、障害の調査、お客様からの問い合わせへの対応、または法令の遵守のために必要な場合に限り、必要最小限の範囲で行う。ただし、 Azure OpenAI Service のモデルを指定して処理を行う場合、日本マイクロソフト株式会社が、不正利用監視のためにプロンプトおよび出力を 30 日間保存し、同社の人員による確認の対象とする。当社はこれを回避する設定を利用できない。お客様が当該モデルを指定しない場合、この取扱いは生じない
個人データの種類	業務上の文書に付随して含まれる氏名、役職、所

項目	内容
	属、勤務先、連絡先（電子メールアドレス、電話番号、住所）、署名。ファイル名に個人情報が含まれる場合があるが、3日の経過時にハッシュ値に置換される。要配慮個人情報は含まない（第15条第2項）。ただし、同項の但書きにより、本人を識別することができないように加工されたもの（適正利用ポリシー第3条第1項の但書きおよび同条第2項の適用を受けるもの）は送信することができ、この場合は当該加工後のデータが取扱いの対象となる
本人の類型	お客様の役職員、お客様の取引先の役職員、契約の当事者、その他お客様が処理する文書に登場する個人
取扱いの期間	①アップロードされた文書および出力ファイル：アップロードから3日間（expires_atによる自動削除）。②ジョブの実行結果としてAPIが返却するデータ：記録しない。③実行ログ：7年間（課金の集計記録を含み、法令上の帳簿書類に該当するため）。文書の内容およびファイル名を含まない。④ファイル名：①の期間の経過時にSHA-512によるハッシュ値に置換。サイズ、作成日時および失効日時は③と同一期間
取扱いを行う場所	文書の保存および実行ログの保存は日本国内（アマゾンウェブサービスジャパン合同会社の東京リージョン）。第三者モデルによる処理については別表3に記載する副処理者の所在国。Amazon Bedrock および Azure OpenAI Service については、いずれもグローバルの推論構成を用いるため、推論処理が国外のリージョンで行われる場合がある（別表4）

別表3 副処理者

国内の委託先（外国にある第三者への提供に該当しない）

名称	所在	取扱いの内容	対象サービス
アマゾンウェブサービスジャパン合同会社	日本（東京リージョン）	ホスティング、ファイルの保管、実行ログの	すべて

名称	所在	取扱いの内容	対象サービス
		保管、Amazon Bedrock によるテキストの生成的処理	
日本マイクロソフト株式会社	日本（東京リージョン。ただし推論処理は下記のとおり）	Azure OpenAI Service によるテキストの生成的処理。不正利用監視のため、プロンプトおよび出力が 30 日間保存され、同社の人員による確認の対象となる（別表 2）	StructFlow、RefineLoop、AnalyzeDoc

外国にある第三者（施行規則第 16 条による基準適合体制）

名称	所在国	取扱いの内容	対象サービス	越境移転の根拠
OpenAI	米国	テキストの生成的処理	StructFlow、RefineLoop、AnalyzeDoc	施行規則第 16 条
Google	米国	テキストの生成的処理。Cloud 請求先アカウントを有効化しているため有料サービスとして扱われ、Google はプロンプトおよび回答をプロダクトの改善に使用しない	StructFlow、RefineLoop、AnalyzeDoc	施行規則第 16 条
Anthropic	米国	テキストの生成的処理	StructFlow、RefineLoop、AnalyzeDoc	施行規則第 16 条
SpaceXAI（旧 xAI）	米国	テキストの生成的処理	StructFlow、RefineLoop	施行規則第 16 条
Zuplo, Inc.	米国	API ゲートウェイ（認証、課金計測、レート制限、ヘッダー付与、リクエストの中継）。リクエスト	すべて	施行規則第 16 条

名称	所在国	取扱いの内容	対象サービス	越境移転の根拠
		およびレスポンスの本文ならびにヘッダー（トレーシングヘッダーを除く）は収集されない。収集されるのは、URL およびルート、HTTP メソッド、ステータスコード、応答時間、リクエストおよびレスポンスの長さ、API キーの識別子、ユーザーエージェント、IP アドレス、地理情報ならびにトレーシングヘッダーである		

RenderOCR、CastDoc および ExtractDoc は当社のエンジン（KI OCR、KI Cast、KI Extract）により処理し、外国にある第三者への提供を行わない。

別表 4 安全管理措置

区分	措置の内容
組織的安全管理措置	個人情報保護マネジメントシステムの運用（プライバシーマーク）。個人情報保護管理者および個人情報保護監査責任者の設置。個人情報管理台帳および委託先管理台帳の整備。内部監査の実施。事件・事故発生時の報告体制の整備
人的安全管理措置	従業員との秘密保持契約の締結。定期的な教育の実施。取扱権限の必要最小限への限定
物理的安全管理措置	事業所への入退管理。個人データを取り扱う機器および媒体の管理（持出しの制限および廃棄時のデータの消去を含む）。業務端末および書類の取扱いに関する社内の定めの整備
技術的安全管理措置	アクセス制御および認証（API キーによる認証、

区分	措置の内容
	権限管理)。通信の暗号化（TLS）。保存時の暗号化。アクセスログの取得および保管。脆弱性管理
外的環境の把握	別表 3 に記載する副処理者の所在国における個人情報の保護に関する制度の把握および記録。 Amazon Bedrock のグローバル推論プロファイル および Azure OpenAI Service のグローバル標準デプロイにより推論処理が国外のリージョンで行われ得る構成について、処理先となり得るリージョンの範囲の把握。副処理者が公表する副処理者一覧の確認。少なくとも年 1 回の見直し
認証	プライバシーマーク（JIS Q 15001）、ISO/IEC 27001

別紙 A EU・EEA 向け追加条項（GDPR）

本別紙は、お客様が GDPR の適用を受ける場合に適用されます。

A-1 用語

本別紙において、「管理者」、「処理者」、「処理」、「個人データ」および「監督機関」は、GDPR 第 4 条に定める意義を有します。お客様は管理者、当社は処理者です。

A-2 GDPR 第 28 条第 3 項に対応する条項

GDPR 第 28 条第 3 項	本付属書の対応条項
(a) 文書化された指示に基づく処理（越境移転を含む）	第 4 条、第 9 条
(b) 従業員の秘密保持	第 5 条、第 7 条
(c) 第 32 条の安全管理措置	第 6 条、別表 4
(d) 副処理者に関する条件（第 28 条第 2 項および第 4 項）	第 8 条
(e) データ主体の権利行使への協力（第 3 章）	第 10 条
(f) 第 32 条から第 36 条までの遵守への協力	第 6 条、第 11 条、第 16 条
(g) 終了時の削除または返却	第 14 条（第 3 項により、返却はファイル機能による取得をもって履行する）

GDPR 第 28 条第 3 項	本付属書の対応条項
(h) 遵守の立証に必要な情報の提供および監査への対応	第 12 条
指示が法令に違反する場合の通知	第 4 条第 3 項

A-3 EU からの移転および十分性認定

1. 日本は、GDPR 第 45 条に基づき欧州委員会から十分性認定を受けており、当該認定は継続しています。したがって、お客様から当社への個人データの移転について、標準契約条項その他の GDPR 第 46 条に定める移転メカニズムは要しません。
2. 前項にかかわらず、お客様が標準契約条項の締結を求める場合、当社とお客様は、別途協議のうえこれを締結することができます。
3. 当社から外国にある副処理者への再移転については、第 9 条および別紙 C が適用されます。

A-4 データ主体の権利

1. 当社は、データ主体から直接権利行使を受けた場合、これに自ら応答せず、遅滞なくお客様に取り次ぎます。
2. 当社は、お客様が GDPR 第 12 条から第 22 条までに基づく義務を履行するために必要な技術的および組織的な措置による協力を行います。

A-5 侵害の通知

第 11 条第 1 項に定める通知は、GDPR 第 33 条第 2 項に基づく処理者の義務の履行としても行われるものとします。

別紙 B 英国向け追加条項

本別紙は、お客様が英国データ保護法の適用を受ける場合に適用されます。

1. 別紙 A の各条項は、GDPR を英国 GDPR に、監督機関を情報コミッショナー（ICO）に読み替えて適用します。
2. 日本と英国との間では相互の円滑な個人データの移転を図る枠組みが継続しており、両者のデータ保護制度は同等とみなされています。したがって、お客様から当社への移転について国際データ移転契約または国際データ移転付属書は要しません。
3. お客様が国際データ移転付属書（International Data Transfer Addendum）の締結を求める場合、当社とお客様はこれを締結することができます。

別紙 C 補完的ルール（EU・英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データ）

本別紙は、お客様が EU または英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データを適用対象サービスに送信する場合に適用されます。本別紙は、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律に係る EU 及び英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（平成 31 年 1 月制定、令和 5 年 12 月一部改正。以下「補完的ルール」といいます。）に対応するものです。

C-1 適用の前提

1. お客様は、EU または英国域内から充分性認定により移転を受けた個人データを適用対象サービスに送信する場合、あらかじめ当社にその旨を通知するものとします。当該通知は、電子メールその他当社が定める方法により行うことができ、適用対象サービスにおける入力項目によることを要しません。
2. 当社は、前項の通知を受けた個人データについて、個人情報保護法に加え、補完的ルールに従って取り扱います。
3. 当社は、前項の通知を受けた事実、対象となるお客様および対象データの範囲を、委託先管理台帳その他の社内の記録に記載して管理します。当社は、送信された文書の内容からその由来を判定することはできないため、本別紙の適用はお客様の通知に基づきます。

C-2 要配慮個人情報

1. 補完的ルールにおいて要配慮個人情報として取り扱うべき情報（GDPR および英国 GDPR において特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向および労働組合に関する情報を含みます。）については、本付属書第 15 条第 2 項が適用され、お客様はこれを送信してはなりません（同項の但書きの適用を受けるものを除きます。ただし、本別紙が適用される個人データを加工して得られた仮名加工情報については、C-5 第 2 項により送信することができます。）。当社は、由来の判定を要しない運用とするため、本項の制限を、本別紙の適用を受ける個人データに限らず、すべての対象データについて一律に適用します。この取扱いは LDX hub 適正利用ポリシー第 3 条第 1 項に反映されています。
2. 当社は、副処理者に対しても前項と同一の制限を課します。

C-3 利用目的の特定および制限

1. 当社は、本別紙が適用される個人データについて、お客様から提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録します。
2. 当社は、前項により記録した利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを取り扱います。

C-4 外国にある第三者への再移転

1. 当社は、本別紙が適用される個人データを外国にある第三者に提供する場合、次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ当該提供を認める旨の本人の同意を得ることを要します。
 - (1) 当該第三者が、個人情報保護委員会が定める国（EU、英国その他の認定国）にある場合
 - (2) 当社と当該第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決めまたは企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、補完的ルールを含め個人情報保護法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合
 - (3) 個人情報保護法第 27 条第 1 項各号に該当する場合
2. 当社は、前項第 2 号の方法により再移転を行います。この場合、当社は、副処理者との契約において、本付属書第 9 条に定める事項に加え、次の各号に掲げる措置の実施を確保します。
 - (1) C-2 に定める要配慮個人情報の制限
 - (2) C-3 に定める利用目的の制限
 - (3) C-5 に定める仮名加工情報の制限
 - (4) C-6 に定める匿名加工情報の制限
 - (5) 当該副処理者がさらに再移転を行う場合における本別紙と同等の措置
3. 前項の措置の実施を確保できない副処理者については、当社は、本別紙が適用される個人データを当該副処理者に提供しません。この場合、当該個人データの処理は、第 1 項第 1 号に該当する副処理者に限定します。
4. 前項の場合、当社は、お客様の求めに応じ、当該処理に用いることができる副処理者を通知します。

C-5 仮名加工情報

1. 当社は、本別紙が適用される個人データを加工して仮名加工情報を作成しません。
2. お客様が本別紙が適用される個人データを加工して得られた仮名加工情報を適用対象サービスに送信することはできません。

C-6 匿名加工情報

当社は、本別紙が適用される個人データについて匿名加工情報を作成しません。加工はお客様が行うものとします（本付属書第 15 条第 3 項）。なお、補完的ルールにおいて、本別紙が適用される個人情報については、加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再

識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り匿名加工情報とみなすこととされています。

C-7 保有個人データに関する事項の公表

当社は、本別紙が適用される個人データについて、補完的ルールが求める事項を https://www.k-intl.co.jp/privacy_policy において公表します。

C-8 執行

補完的ルールは法的拘束力を有する規律であり、当社が同ルールに定める義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は個人情報保護法第 148 条に基づく措置を講ずる権限を有します。

別紙 D 米国向け追加条項 (CCPA/CPRA)

本別紙は、お客様がカリフォルニア州消費者プライバシー法 (CCPA、CPRA による改正を含みます。) の適用を受ける場合に適用されます。

1. 当社は、CCPA に定める「サービスプロバイダ」(service provider) として個人情報を取り扱います。当社は「第三者」(third party) ではありません。
2. 当社は、個人情報を、お客様との契約に定めるビジネス目的の履行のためにのみ取り扱い、次の行為を行いません。
 - (1) 個人情報の販売 (sell) または共有 (share)
 - (2) 契約に定める目的以外の目的のための個人情報の保持、利用または開示
 - (3) お客様から取得した個人情報と、他の情報源から取得した個人情報との結合 (CCPA が許容する場合を除きます。)
 - (4) 当社自身の商業目的のための個人情報の利用
3. 当社は、CCPA に定める義務を遵守し、お客様が CCPA を遵守するために必要な協力を行います。
4. 当社は、本別紙に定める義務と同等の義務を副処理者に課します。
5. 当社は、本別紙に定める義務を履行できなくなった場合、直ちにお客様に通知します。
6. お客様は、当社による CCPA に違反する個人情報の取扱いを停止し、是正することを求める合理的かつ適切な措置を講じる権利を有します。